平成２５年（フ）第８１８号
京都市北区紫野泉堂町24番地　ロイヤルコーポ紫野Ⅰ406
債務者　泉　　鎮弘
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９００号
京都市西京区樫原釘貫25番地１　市営住宅５―502
債務者　金森己代子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０５号
京都市左京区岩倉北池田町59番地　コーポ有穂１階106号室
債務者　粟屋　富子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
大阪府松原市立部３丁目430番地の２
債務者　児玉　浄二
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目９番43号
債務者　青山　慶子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９８号
堺市堺区北瓦町１丁３番３―603号、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日1529番地の５
債務者　上谷　宏史
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３１号
大阪府柏原市法善寺４丁目406番地の８
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３４号
堺市中区土塔町2157番地２　メゾン・ボナールＣ―103号、前住所堺市中区土塔町150番地１　クリスタルウイング輝202号
債務者　寺田　涼子（旧姓冨士）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３７号
堺市南区高倉台４丁１番２―301号
債務者　鍛治　弘毅
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５３号
堺市西区浜寺船尾町西１丁278番地１　グリーンライフ浜寺405号
債務者　山口　岩男
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７７号
堺市中区深井中町1994番地１　サンシティ深井Ａ―203号
債務者　竹下　優子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市金城５丁目６番地10　エステランス21―603
債務者　上原　直也
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２７号
沖縄県那覇市具志２丁目18番22号　上原アパート201
債務者　赤嶺　政則
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２４０号
沖縄県那覇市寄宮１丁目14番13号　赤嶺アパート101号
債務者　嘉手苅恒有
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２４６号
沖縄県那覇市松尾２丁目22番38号
債務者　吉田　朝英
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７８号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目７番１―405号　古波蔵第２市街地住宅
債務者　小橋川太一
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４９号
北海道歌志内市字文珠95番地18
債務者　山下けい子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係